

飛騨市お手本配食事業の利用について

飛騨市お手本配食事業は、生活機能の低下や活動意欲の低下等により日常の食事摂取において偏りがみられる下記の利用対象者に対し、栄養バランスに優れた食事摂取のお手本となる配食を行う事業の一部を民間事業者へ委託して実施するものです。

1 利用対象者

- ① 65歳以上で市内に住所を有し、市内で在宅生活を営む
(委託配食業者が配食できる範囲が事業利用可能エリアとなります。)

- a. 独居世帯の方
b. 高齢者のみの世帯の方

※独居又は高齢者のみ世帯の方ではないが、家族関係の悪化、家族支援のやむをえない困難実情等により、高齢者以外と同居はしているものの食生活の改善に向け特に支援が必要と市長が認めた方は可とする。

※要支援・要介護認定者にあっても、65歳未満でも利用可とする。

- ② 次の支援の必要が考えられる方に限られます

生活機能の低下や生活意欲の低下等の理由で、次のような生活実態にあり、改善に向けての介入の必要性が考えられる。

※健康で自立した方は対象とはなりません。

- ・ 日常の食事において多様な食品摂取ができていない
- ・ 自らの調理や様々な民間の食事提供資源（配達弁当、遠方家族の調理支援等々）の活用が円滑に図れていない
- ・ 日常の食生活の見直しの意識を高める必要がある
- ・ 日常の食事に対する様々な資源の紹介と利用の組み立てを教示して日常における食の自立を促す必要がある。

※なお、疾患に関する高いリスクを有する者で、医師の指示による治療食又は物性等調整が必要な方や個別に必要な栄養価を計算してつくるなどの個別に専門的な対応が必要な方は、委託事業者が対応できる範囲までとなります。

2 利用の限度・利用回数は、**1週当たり5食（治療食等の場合は7食）を限度**

※当該限度以上に利用する場合は、個人の自由として事業者の通常営業による配食を事業者の通常市場価格により利用してください。

- ・ 利用期間は12月以内（更新可）

ケアプラン等において12月以内で利用を位置付けるものとし、その後の継続利用はケアプラン等の見直しにおいて検討し、要性が認められた場合に再び12月以内で継続できます。その場合は、再度申請をする必要があります。

3 利用代金

利用者が事業者へ支払う配食弁当代金は、当該事業者の定める1食あたり（1食相当分）の配食弁当価格から、市の委託料（定価から500円を控除した額（上限350円、治療食の場合は上限500円）が委託料となります。）を控除した額により事業者へ支払うことになります。

※配食弁当価格が500円以下の場合は、その弁当価格が利用代金となります。

※配食弁当価格が500円を超え850円以下の場合は、利用代金が500円

※治療食の場合は500円を超え1,000円以下の場合は、利用代金が500円

4 利用までの流れ

(1) 本配食事業の利用希望や必要性の発議の受付・検討

以下の a, b の2パターンでの受付を想定しています。

a. ケアマネージャーがついている方

（総合事業対象者、要支援認定者又は要介護認定者）

利用者からケアマネージャーへ利用したい旨の申し出があった場合や、ケアマネージャーのケアプラン作成において、必要な支援として本配食事業の利用をしたほうがよい場合（1利用対象者の要件に合致するようなケース）で、サービス担当者会議で合意を得た場合（「サービス担当者会議の会議録」にその旨の記載が必要です）に、利用の手続きに進みます。

b. ケアマネージャーがついていない方

（地域包括支援センターがもっている様々な高齢者実態把握に係る関係機関等とのネットワーク網から食生活の乱れや偏食等が気になる高齢者の情報が地域包括支援センターに寄せられた場合、また本人が利用したい旨、地域包括支援センターに相談された場合）

- ・地域包括支援センターで訪問面談等本人とのコンタクトを行います。
- ・地域包括支援センターで相談支援し、地域包括支援センター職員の記載した「相談票」等に対応策として本配食事業の利用を位置付け、同センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の3職種により利用協議を行い、認められた場合（1利用対象者の要件に合致するようなケース）（「任意の協議記録」にその旨の記載をしたものが必要です。）に利用の手続きに進みます。

(2) 利用申請～利用開始

- ① 市の所定の「お手本配食事業利用申請書」を記載し、ケアマネがついている方は「サービス担当者会議の会議録」を、ついていない方は地域包括支援センターで作成した「任意の協議記録」を添えて、市（地域包括ケア課高齢支援係）へ提出してください。

※本人が申請する内容の様式ですが、ケアマネや包括職員で記載して押印だけでも構いませんし、ケアマネ等から市へ提出いただければ結構です。

② 市で審査の上、利用が決定すると「お手本配食事業利用決定通知書」が送付されます。

- i) ・ケアマネージャーはお手本配食利用を「ケアプラン」に利用をすることがわかる記載を盛り込み（できれば週の利用曜日、夕食・昼食の区分や回数が記載されているとよい）、プランを確定させてください。・ケアマネのついていない方は、地域包括支援センターがお手本配食利用を「任意の支援計画書」に記載して進捗管理をスタートしてください。
- ii) ・市へ上記の「プランの写し」か「任意の支援計画書の写し」を送付するとともに、配食事業者へ別紙「配食サービス発注様式」を送付し、業者と発注確認をしてください。事業者へ発注した旨市へも旨連絡してください。

4 期限終了後の継続利用について

- ・お手本配食の利用決定期間がケアプランの更新期限と合致している場合
ケアプラン更新時に検討し、サービス担当学会議記録を添付して初回時と同じ申請様式で継続申請をしてください。
- ・お手本配食の利用決定期間がケアプランの更新期限内となる場合
ケアプラン作成者が、本人及びその家族その他同作成者が必要と認める者との協議（通信等による協議も可）をし、その協議内容を任意の書式で構わないので協議記録として添付して、初回時と同じ申請様式で継続申請をします。

5 内容を変更するとき

速やかに別紙「変更届」を市へ提出してください。変更内容は届出と同じように委託業者の方へ確実に連絡してください。

6 利用を中止するとき

速やかに別紙「利用中止届」を市へ提出してください。中止日は委託業者へ届出と同じ日で中止となるよう確実に連絡してください。

～不明な点は、下記へお問合せください。～

飛騨市市民福祉部地域包括ケア課高齢支援係

TEL：0577-73-6233

FAX：0577-73-3604

E-Mail：houkatsukea@city.hida.gifu.jp

飛騨市お手本配食事業委託事業者一覧

事業所名	所在地（住所）	電話	主な実施地域	営業日	配食内容（通常価格）
希夢千家けいちゃん 代表 坂本佳祐	飛騨市神岡町東町514-1	(0578) 84-0003	神岡町全域（山之村地区は条件あり） 古川町の一部（条件あり）	月～土曜日の昼・夕 ※土曜は夕食なし	普通食930円 普通食（おかずのみ）880円 治療食1,150円 治療食（おかずのみ）1,100円
一般社団法人 喜林 まごころ弁当喜林店	高山市国府町上広瀬1294-1	(0577) 72-4970	古川町（一部の地域を除く）	月～土曜日の昼・夕	普通食550円 カロリー調整食702円 たんぱく調整食810円 やわらか食810円 ムース食648円 ※おかずのみ可（割引）

・上記の配食弁当を注文した場合は、一律500円の利用料金